

議会議案第6号

鎌倉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年（2025年）2月21日提出

提出者	鎌倉市議会議員	前	川	綾	子				
賛成者	同	上	く	り	は	ら	え	り	こ
	同	上	吉	岡	和	江			
	同	上	保	坂	令	子			
	同	上	大	石	和	久			
	同	上	中	村	聡	一	郎		

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年12月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。